

身体拘束最小化に関する当院の方針・取組みについて

1. 身体的拘束に関する基本方針

当院では、すべての患者様の尊厳と人権を大切に、「その人らしさ」を尊重した医療とケアを大切にしています。入院中は、環境の変化や不安、体調の影響などによって、一時的に判断力が低下し、普段とは違う行動がみられることがあります。そのような時での、見守りや環境の工夫、声かけなどを通して、できる限り身体拘束に頼らないケアを行っています。

身体拘束とは、手足をひもで縛る、ベッドや車いすにベルトで固定する、手にミトンをつけるなど、患者さまの行動を制限することを指します。一見安全に見える場合でも、患者さまに強い不安や恐怖を与えたり、尊厳を損なったりするおそれがあります。また、認知症の症状を悪化させたり、身体機能や生活の質を低下させたりする可能性があります。

そのため、当院では身体拘束は基本的に行わない方針としています。患者さまが安心して穏やかに過ごせるよう、ご家族の皆さまと一緒に、より良い療養環境づくりに取り組んでまいります。

ご心配なことやお気づきの点がございましたら、どうぞ遠慮なく職員にお声かけください。

院長 三木 宏真

2. 身体的拘束最小化に向けた取組み

(1) 身体的拘束廃止委員会（身体拘束最小化チーム会）の開催

身体的拘束最小化に関する委員会を（1回/月）開催し、身体的拘束の発生状況や課題を検討しています。

(2) 院内研修の実施

全職員を対象として、身体的拘束最小化に関する研修を定期的実施し、知識・技術の向上を図っています。

(3) 多職種による検討

医師、看護師、リハビリスタッフ、薬剤師等の多職種が連携し、身体的拘束に頼らないケア方法を検討しています。

(4) 身体的拘束実施患者の定期評価

身体的拘束を実施した場合には、その必要性を定期的に評価し、早期解除に向けた検討を行っています。

(5) 患者さま・ご家族への説明

身体的拘束を行う可能性がある場合や実施する場合には、ご家族に説明し、理解と協力を得ながら、安全で安心できるケアを行っています。

(6) 環境整備および事故予防対策

転倒・転落防止対策や認知機能低下のある患者さまへの支援体制を整備し、身体的拘束に依存しない医療・看護の提供に努めています。

3. 身体的拘束実施率の推移

当院における身体的拘束実施率は以下のとおりです。

2026年4月 9%

2026年5月 0%

2026年6月 0%

※身体的拘束実施率は、対象病棟における身体的拘束実施日数の割合として算出しています。

※当院では継続的なモニタリングを行い、身体的拘束のさらなる最小化に取り組んでいます。

4. 今後の取組み

当院は、患者さまの尊厳を守り、安全で質の高い医療を提供するため、身体的拘束最小化に向けた継続的な改善活動を行ってまいります。

今後も職員教育の充実、多職種連携の強化、ケアの質向上に取り組み、身体的拘束に頼らない医療・看護の実現を目指します。